

資格登録証等は旧姓だが、新姓で勤務している場合は()で旧姓を記載

実習指導者に関する調書

実習施設名	(種別) 特別養護老人ホーム	立教の森	社会福祉士登録証の登録年月日	
氏名	新座(埼玉)花子	女		
生年月日	平成3年3月3日	年齢(30歳)		
社会福祉士資格取得の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
資格の取得年月日	平成26年4月20日			
実習指導者講習会	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 修了 (修了年月:平成29年10月) <input type="checkbox"/> 2. 未修了			
従事している業務内容	相談援助業務			
実習指導者資格要件	区分	① 下部の(注2)を参考に記載		
	職歴	名称	業務内容	月
		(老人福祉センター) 立教高齢者福祉センター	相談援助業務	平成26年5月～平成30年3月 (3年11ヶ月)
		(特別養護老人ホーム) 立教の森	相談援助業務	平成30年4月～令和3年4月現在 (3年)
		()に施設種別を記載		計上日は作成時の月初めを選択
				年 月～ 年 月
相談援助業務合計		6年 11ヶ月	3年以上であることを確認	

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・社会福祉士資格の資格取得後、3年以上の実務経験を有する者であって、実習指導者講習会を修了した者にあつては①と、
- ・児童福祉司等として8年以上の実務経験を有する者にあつては②と、
- ・厚生労働大臣が認める講習会を修了した者にあつては③と、
- ・それら以外の者にあつては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

(注4) 「社会福祉士資格取得の有無」欄に有と記載した場合については、社会福祉士登録証の写しを添付すること。

(注5) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号)を参照のこと。

指導者要件②について			*確認のため、任命時の辞令や証明書のご提示をお願いすることもあります。
要件②に該当する職種	根拠法		職務
児童福祉司	児童福祉法	第13条	児童相談所長の名を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、 専門的技術に基づいて必要な指導を行う
身体障害者福祉司	身体障害者福祉法	第10条、 第11条	・身体障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、 専門的な知識及び技術を必要とするものを行う ・福祉事務所の 所員 に対し、 技術的指導を行う
指導監督を行う所員(査察指導員、スーパーバイザーとも)	社会福祉法	第15条	現業員、事務員の指導監督を司る
知的障害者福祉司	知的障害者福祉法	第12条、 第13条	・知的障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、 専門的な知識及び秘術を必要とするものを行う ・福祉事務所の 所員 に対し、 技術的指導を行う
老人福祉指導主事	老人福祉法	第5条の 4、第6条	・ 老人の福祉に関する 情報提供、相談、調査、指導等のうち、 専門的技術を必要とする業務を行う ・福祉事務所の 所員 に対し、 老人の福祉に関する 技術的指導を行う
<p>* 詳細は厚労省サイトをご確認ください⇒</p>			<p>社会福祉に関する科目を定める省令 ※第4条第7号参照 令和2年法改正に関する厚労省サイト</p>